

[事案 23-240] 年金満額支払請求

・平成 24 年 7 月 27 日 和解成立

<事案の概要>

加入していた個人年金保険の年金請求書類を受領したところ、記載されている年金額が保険証券記載の年金額と異なり少額となっていたため、保険証券記載の年金額の支払請求権があることの確認を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 4 年 9 月に加入した個人年金保険について、年金支払開始直前の平成 23 年 7 月頃に受領した年金請求の書類に記載されていた年金額が、保険証券やそれまでに保険会社から定期的を送付されてきた案内書の記載と異なり、少ない金額となっている。ついては、保険証券記載の年金額で支払ってほしい。

<保険会社の主張>

本契約締結の際、募集人は 10 年間の有期年金として計算された金額による設計書を作成したが、その後申立人の申出により、終身年金への変更手続きが行われた際、変更すべき年金額を誤って変更せずに保険証券に記載してしまった。よって、10 年間の有期年金の場合の年金額を支払うことを予定して、終身年金を引受けたものではなく、申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者双方から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理した結果、下記の事情を踏まえ、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、指定(外国)生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。

- (1) 生命保険契約は附合契約であり、定款・約款の記載に従って契約内容が定められるものであるが、本契約の約款には「所定の年金」が支払われる旨記載されているものの、「所定の年金」の内容が明記されているわけではない。
- (2) 申込書には、申立人が選択した年金が終身年金であるにも関わらず、誤って終身年金よりも多額となる 10 年間の有期年金の場合の年金額の記載がなされ、それを前提に契約申込みが行われ、また、契約成立後に交付された保険証券および契約成立後定期的に送付された「ご契約内容のご案内」においても、10 年間の有期年金の場合の年金額が記載されていることから、同金額での保険契約が成立しているものと解する余地もある。
- (3) しかしながら、約款記載の「所定の年金」の内容は算出方法書によって規定され、保険契約者に一律に適用されるものであるところ、保険制度の仕組みと保険契約者間の公平性を考慮すると、申立人についてのみ、多額の年金額での保険契約が成立しているものと解することには躊躇せざるを得ない。

【注】 附合契約とは、大量かつ定型的取引において、契約当事者の一方が予め定めた契約条項（普通契約約款）を、相手方が包括的に承認することによって成立する契約のことです。相手方は約款の各条項の内容を具体的に知らなくても約款に拘束されると解されています。